附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日から施行する。ただし、第六章 の規定(国会法第十一章の二の次に一章を加える改正規定を除く。)並びに附則第四条、第 六条及び第七条の規定は公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から、附則第三条第 一項、第十一条及び第十二条の規定は公布の日から施行する。

(在外投票人名簿の登録の申請等に関する特例)

- 第二条 政令で定める日前に住民基本台帳に記録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがないものに対するこの法律の適用については、第三十六条第一項中「最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)」とあり、及び同条第三項中「当該申請をした者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(当該申請をした者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)」とあるのは、「申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会」とする。
- 2 当分の間、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第十一条第一項に規定する北方地域に本籍を有する者に対するこの法律の適用については、第三十六条第一項中「申請の時におけるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時において北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号。以下「特別措置法」という。)第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」と、同条第三項中「申請の時におけるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時において特別措置法第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」と、第四十三条第一項の規定により法務大臣が指名した者は、同項に規定する北方地域に本籍を有する者で」と、前項の規定により法務大臣が指名した者は、同項に規定する北方地域に本籍を有する者で」と、前項の規定により法務大臣が指名した者は、同項に規定する北方地域に本籍を有する者で」と、前項の規定により法務大臣が指名したる第三十六条第一項及び第三項中「申請の時におけるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時において特別措置法第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」とする。

## 第三条 削除

(この法律の施行までの間の国会法の適用に関する特例)

第四条 第六章の規定による改正後の国会法第六章の二、第八十三条の四、第八十六条の二、 第百二条の六、第百二条の七及び第百二条の九第二項の規定は、同法第六十八条の二に規定 する憲法改正原案については、この法律が施行されるまでの間は、適用しない。

第五条~第十条 〔略〕

附 則〔平成二六年六月二〇日法律第七五号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行後四年を経過するまでの間にその期日がある国民投票(日本国憲法の改正

手続に関する法律第一条に規定する国民投票をいう。)に係る同法第三条、第二十二条第一項、第三十五条及び第三十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「満十八年以上」とあるのは、「満二十年以上」とする。

(法制上の措置)

- 3 国は、この法律の施行後速やかに、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加 することができること等となるよう、国民投票の投票権を有する者の年齢と選挙権を有する 者の年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)、民法(明治二十九 年法律第八十九号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる ものとする。
- 4 国は、この法律の施行後速やかに、公務員の政治的中立性及び公務の公正性を確保する等の観点から、国民投票運動に関し、組織により行われる勧誘運動、署名運動及び示威運動の公務員による企画、主宰及び指導並びにこれらに類する行為に対する規制の在り方について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討)

5 国は、この法律の施行後速やかに、憲法改正を要する問題及び憲法改正の対象となり得る 問題についての国民投票制度に関し、その意義及び必要性について、日本国憲法の採用する 間接民主制との整合性の確保その他の観点から更に検討を加え、必要な措置を講ずるものと する。

附 則〔令和三年六月一八日法律第七六号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、附則第 四条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第二条 改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律(以下この条において「新法」という。) の規定は、この法律の施行の日以後に登録基準日(新法第二十二条第一項第一号に規定する 登録基準日をいう。以下この条において同じ。)がある国民投票(新法第一条に規定する国 民投票をいう。以下この条において同じ。)について適用し、この法律の施行の日前に登録 基準日がある国民投票については、なお従前の例による。

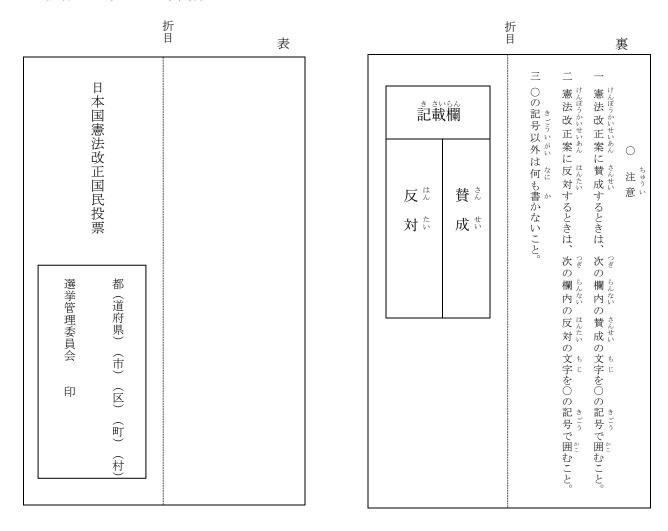
(政令への委任)

- 第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)
- 第四条 国は、この法律の施行後三年を目途に、次に掲げる事項について検討を加え、必要な 法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
  - 一 投票人の投票に係る環境を整備するための次に掲げる事項その他必要な事項
    - イ 天災等の場合において迅速かつ安全な国民投票(日本国憲法の改正手続に関する法律 (次号イにおいて「国民投票法」という。)第一条に規定する国民投票をいう。同号に おいて同じ。)の開票を行うための開票立会人の選任に係る規定の整備
    - ロ 投票立会人の選任の要件の緩和
  - 二 国民投票の公平及び公正を確保するための次に掲げる事項その他必要な事項
    - イ 国民投票運動等(国民投票法第百条の二に規定する国民投票運動又は国民投票法第十

四条第一項第一号に規定する憲法改正案に対する賛成若しくは反対の意見の表明をいう。口において同じ。)のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による 有料広告の制限

- ロ 国民投票運動等の資金に係る規制
- ハ 国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策

## 別記様式 (第五十六条関係)



## 備考

- 一 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から○の記号を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。
- 二 二以上の憲法改正案について国民投票を行う場合においては、いずれの憲法改正案に 係る投票用紙であるかを表示しなければならない。
- 三 投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の 定めるところにより、都道府県の印又は市区町村の選挙管理委員会の印若しくは市区町 村の印をもってこれに代えても差し支えない。
- 四 不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない
- 五 投票用紙は、片面印刷の方法により調製しても差し支えない。